

2025年1月23日  
東京ラヂエーター製造株式会社  
代表取締役社長 木村 裕哲

## 公正取引委員会からの勧告について

本日、東京ラヂエーター製造株式会社（以下、「当社」）は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）に基づく勧告（以下、「本勧告」）を受けました。お取引先様をはじめ関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

### 1. 本勧告について

当社は、当社製品の主に補給部品の一部（以下、「本部品」）について、その製造を下請法の対象と認定されたお取引先様（以下、「対象事業者様」）に委託しており、本部品の製造に使用する当社所有の金型（以下、「本金型」）を一部の対象事業者様に貸与しておりました。本勧告では、本金型を使用する本部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、本金型を無償で保管させていた行為（以下、「勧告対象行為」）が下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に抵触すると判断されたものです。なお、本勧告にて指摘を受けた勧告対象行為の期間は2022年12月1日から2024年7月31日まで、勧告対象行為の対象事業者様は30社、勧告対象金型数は2,389型となります。

### 2. 本勧告に対する当社の対応

本勧告による勧告対象金型の保管費用に相当する額については、対象事業者様と既に協議をさせていただいており、全30社を対象事業者様とお支払いを合意しております。お支払いについては、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかに対象事業者様にお支払いいたします。

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において下請法に抵触する行為が発生することのないよう、金型の適切な管理に留意した下請法の教育を従来の教育体系から見直すなど、社内体制の整備のために必要な措置を講じ、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

<お問い合わせ先>

東京ラヂエーター製造株式会社 経営企画室 電話番号) 0466-87-1231